

広島県内水面漁場管理委員会の機能と権限

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法の規定により設置された行政委員会であり、諮問機関・建議機関・決定機関としての機能と権限を有しています。

漁業法第130条第4項により「漁業法の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う」とされています。

1. 諮問事項

- (1) 免許内容の事前決定、漁場計画決定についての答申 (漁業法第11条第1項)
- (2) 漁場計画の変更についての答申 (〃 第11条第2項)
- (3) 漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査についての答申
(〃 第12条)
- (4) 漁業権を免許すべきでない旨の答申 (〃 第13条第5項)
- (5) 地元地区又は関係地区内の漁業協同組合が漁業権の共有を請求したときの認可
についての答申 (〃 第14条第5項)
- (6) 漁業権の分割又は変更の免許についての答申 (〃 第22条第3項)
- (7) 定置漁業権及び区画漁業権の抵当権設定認可についての答申
(〃 第24条第4項)
- (8) 定置漁業権及び区画漁業権の移転認可についての答申 (〃 第26条第3項)
- (9) 定置漁業権又は区画漁業権を相続した者が適格性がないとき、他人に譲渡しな
ければ取消すべき旨の通知についての答申 (〃 第27条第2項)
- (10) 漁業権の免許の際、制限又は条件をつけるときの答申 (〃 第34条第2項)
- (11) 休業中の漁業権について、適格性のあるものにその操業を許可するときの答申
(〃 第36条第2項)
- (12) 休業による漁業権の取消しについての答申 (〃 第37条第3項)
- (13) 漁業権者が適格性を失った場合の漁業権の取消しについての答申
(〃 第38条第2項)
- (14) 漁業調整その他公益上の必要により、漁業権の変更、取消し又は行使の停止を
命ずるときの答申 (〃 第39条第3項)
- (15) 漁業権者が違反したときの漁業権の取消し又は行使の停止を命ずるときの答申
(〃 第39条第3項)
- (16) (14)の場合の補償金額を定めるときの答申 (〃 第39条第8項)
- (17) 錯誤による免許の漁業権を取消すときの答申 (〃 第40条)
- (18) 内水面漁業調整規則の制定、改廃の場合の答申 (〃 第65条第8項)
(水産資源保護法 第4条第8項)
- (19) 他人の土地及び土地の定着物の使用認可についての答申(漁業法第124条第2項)
- (20) 土地及び定着物の使用権の設定について協議中の土地の形質の変更、定着物の
損壊、収去の許可についての答申 (〃 第124条第5項)

- (21) 第5種共同漁業権の増殖計画を定めるときの答申 (漁業法第128条第1項)
- (22) 遊漁規則の認可についての答申 (〃 第129条第4項)
- (23) 遊漁規則の変更を命じるときの答申 (〃 第129条第6項)
- (24) 保護水面の指定についての答申 (水産資源保護法 第15条第3項)
- (25) 保護水面の管理計画を定め、又は変更するときの答申 (〃 第17条第4項)
- (26) 許可の有効期間の短縮についての答申 (内水面漁業調整規則 第8条第3項)
- (27) 許可又しない場合の答申 (〃 第19条第2,4項)
- (28) 許可を受けた者が適格性を失ったとき、その許可を取消す場合の答申
(〃 第20条第2項)
- (29) 休業により許可を取消す場合の答申 (〃 第21条第3項)
- (30) 漁業調整等のため許可等の変更、取消しを行い又は操業を停止させるときの
答申 (〃 第22条第5項)

2. 建議事項

- (1) 漁場計画を樹立すべき旨の知事に対する意見具申 (漁業法 第11条第3項)
- (2) 免許後漁業権に制限又は条件をつける必要があるとき (〃 第34条第4項)
- (3) 漁業権者以外の者が実質上その経営を支配しており且つ優先順位の規程によれば免許をしないことが明らかであると認めて、委員会が取消すべきことを申請する場合 (〃 第38条第3項)
- (4) 委員会指示に従わない者があるとき、指示に従うべき旨の命令を出すことを知事に申請する場合 (〃 第67条第8項)

3. 決定事項

ア 裁 定

- (1) 入漁権の設定、変更、消滅についての当事者間の話し合いがつかず、委員会に申請があったとき (漁業法第45条)
- (2) 土地又は土地の定着物についての使用権設定について協議が整わなかった場合の使用権設定についての裁定、買収の裁定、移転料の裁定 (〃 第125条)
- (3) 土地又は土地の定着物の貸付契約の変更又は解除についての裁定 (〃 第126条)

イ 指 示

- (1) 関係者に対する水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示 (漁業法第67条第1項)
- (2) 第1種又は第5種共同漁業権について、漁業協同組合と組合員でない漁業者との間の共同漁業権の行使についての指示 (〃 第14条第11項)

ウ 認 定

- (1) 漁業若しくは労働に関する法令を守る意志がないもの又は漁村の民主化を阻害

するものとの認定を委員会の投票により定め、適格性を有する者から除外する
(漁業法第14条第1項第1号)

- (2) (1)により適格性を有しないとされた者が実質上の経営を支配するおそれがあるとの認定を委員会の投票により定め、その申請を行う者を適格性を有する者から除外する
(〃 第14条第1項第2号)

4. その他

所掌事項を処理するために必要な場合の報告徴取、調査、測量、検査
(漁業法第116条第1項、2項)